様式第2号(第5条関係）

　　　第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　身延町長

木造個人住宅居住安心支援事業費補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで、交付申請のありました木造個人住宅居住安心支援事業費補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、身延町木造個人住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1　対象事業　　　　　　耐震改修工事・耐震改修工事（低コスト工法）

建替え工事・耐震シェルター設置工事

2　交付決定額 　　　　　　　　　　　円

3　住宅の所在地

4　交付の条件

(1)　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに町長に申請してその承認を受けること。

1　補助事業の内容の変更(補助金交付決定額に変更のない場合を除く。)をしようとするとき。

2　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2)　補助事業を予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。